

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<b>発行</b> 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	<b>発行日</b> 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○遊漁規則の一部変更の認可 (漁業管理課)	1
◎告示 (高知県漁業調整規則によるさんご漁業の許可等の制限措置)の一部改正 ( " )	2
◎告示 (高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置)の一部改正 ( " )	2
◎告示 (高知県漁業調整規則によるなまこ漁業の許可等の制限措置及び告示の廃止)の一部改正 ( " )	2
高知県内水面漁場管理委員会公告	
○令和5年における増殖目標量、期間等	3

-----  
告 示  
-----

高知県告示第944号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、遊漁規則の一部変更を令和4年12月15日に次のとおり認可した。

令和4年12月28日

高知県知事 濱田 省司

いの町本川漁業協同組合 内共第511号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

いの町本川漁業協同組合 吾川郡いの町戸中81番地4

(2) 漁業権の免許番号

内共第511号

(3) 遊漁規則の変更の内容

第4条第1項の表中「白猪谷川の白猪谷川橋上流端から上流の区域を」を「中野川川の同川と桑瀬川との合流点から上流の区域及び白猪谷川の白猪谷川橋上流端から上流の区域を」に、「白猪谷川の白猪谷川橋上流端から上流の区域及び」を「中野川川の同川と桑瀬川との合流点から上流の区域、白猪谷川の白猪谷川橋上流端から上流の区域及び」に改め、同条第2項の表を次のように改める。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あまご	徒手採捕 ぎじ釣り えさ釣り	桑瀬川の桑瀬第2えん堤から桑瀬第1えん堤までの区域	1月1日から 12月31日まで
		白猪谷川の白猪谷川橋上流端から上流の区域	2月16日から 11月30日まで
	ぎじ釣り	中野川川の同川と桑瀬川との合流点から上流の区域	

第5条第3項の表を次のように改める。

魚種	漁具漁法	区域	特別遊漁料（1日）	特別遊漁料（1年）
あまご	徒手採捕 ぎじ釣り えさ釣り	桑瀬川の桑瀬第2えん堤から桑瀬第1えん堤までの区域	2,000円	設定なし
		白猪谷川の白猪谷川橋上流端から上流の区域	3,500円	設定なし
	ぎじ釣り	中野川川の同川と桑瀬川との合流点から上流の区域	4,000円。ただし、2日以上連続して遊漁を行う場合の2日	12,000円

			目以降にあつては、 3,000円とする。	
--	--	--	-------------------------	--

第5条第4項中「第1項」を「第1項又は前項」に、「遊漁料」を「遊漁料又は特別遊漁料」に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、令和5年2月1日から施行する。

- (4) 変更後の遊漁規則の施行の日  
令和5年2月1日

**高知県告示第945号**

令和2年12月高知県告示第931号（高知県漁業調整規則によるさんご漁業の許可等の制限措置）の一部を次のように改正する。  
令和4年12月28日

高知県知事 濱田 省司

1の表中「176」を「174」に改める。

3を次のように改める。

- 3 許可又は起業の許可を申請すべき期間  
令和5年1月10日から同月25日まで

4の(2)中

「カ 幡多郡大月町朴崎から真方位200度0分の線、北緯32度41分の線及び東経122度56分の線に囲まれた区域

キ 北緯32度37分の線、東経133度0分の線及び北緯32度40分の線に囲まれた区域

ク 北緯32度33分の線及び東経132度51分の線に囲まれた区域

を

「カ 幡多郡大月町朴崎から真方位200度0分の線、北緯32度41分の線及び東経132度56分の線に囲まれた区域のうち北緯32度41分の線以北の区域

キ 北緯32度37分の線、東経133度0分の線及び北緯32度40分の線に囲まれた区域のうち東経133度0分の線以東の区域

ク 北緯32度34分の線及び東経132度50分の線に囲まれた区域のうち北緯32度34分の線以南及び東経132度50分の線以西の区域

に改める。

**高知県告示第946号**

令和2年12月高知県告示第932号（高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置）の一部を次のように改正する。

令和4年12月28日

高知県知事 濱田 省司

4の(3)のイ中

「点ウ 北緯33度28分59.1秒、東経133度55分60.0秒」を

「点ウ 北緯33度28分59.1秒、東経133度56分00.0秒」に、

「点カ 北緯33度33分06.0秒、東経133度52分15.4秒」を

「点カ 北緯33度30分06.0秒、東経133度52分15.4秒」に改める。

**高知県告示第947号**

令和3年11月高知県告示第938号（高知県漁業調整規則によるなまこ漁業の許可等の制限措置及び告示の廃止）の一部を次のよ

うに改正する。  
令和4年12月28日

高知県知事 濱田 省司

1の表中

「  
11  
」

を

「  
1  
」

に改める。

-----  
内水面漁場管理  
委員会公告  
-----

高知県内水面の第五種共同漁業に対する令和5年における増殖目標量、期間等について、令和4年11月29日に次のとおり決定したので公告する。

令和4年12月28日

高知県内水面漁場管理委員会会長 林田 千秋

1 漁業権番号、漁場名及び魚種別の放流量

漁業権番号	漁場名	魚種別の放流量					
		あゆ (kg)	うなぎ		こい (kg)	あまご (kg)	もくずが に (尾数)
			(kg)	(尾数)			
内共第501号	野根川水系	30	10	200	—	15	1,000
内共第502号	西の川水系	30	10	200	—	15	1,000
内共第503号	羽根川水系	30	10	200	—	15	—
内共第504号	奈半利川水系中発電用魚梁瀬えん堤から下流	200	40	800	—	25	3,000
内共第505号	奈半利川水系中発電用魚梁瀬えん堤から上流	30	10	200	—	25	—
内共第506号	安田川水系	200	40	800	—	15	3,000
内共第507号	伊尾木川水系及び安芸川水系	200	40	800	—	15	3,000
内共第508号	赤野川水系	30	10	200	—	15	1,000
内共第509号	物部川水系	300	70	1,400	—	50	5,000
内共第510号	吉野川水系中発電用高藪えん堤から下流	300	70	1,400	—	25	3,000
内共第511号	吉野川水系中発電用高藪えん堤から上流	30	—	—	—	125	—

内共第512号	鏡川水系	200	40	800	—	15	3,000
内共第513号	仁淀川水系	500	120	2,400	—	50	5,000
内共第514号	新莊川水系	125	20	400	—	—	1,000
内共第515号	四万十川水系中発電 用家地川えん堤から 上流	200	40	800	—	15	—
内共第516号	四万十川水系中発電 用家地川えん堤から 下流	500	120	2,400	—	50	5,000
内共第517号	松田川水系	30	10	200	—	15	1,000
計	17件	2,935	660	13,200	—	485	35,000

2 種苗放流のほかに、次のような方法を組み合わせて総合的な増殖活動に積極的に取り組むこと。

産卵場造成（河川規模及び生息環境に見合った適正な産卵場面積の算出等）

遡上・降下の助長（河口開削、魚道の整備、汲み上げ再放流、汲み下ろし再放流等）

増殖効果の改善（放流手法の改善、害魚等による食害の軽減等）

資源動態の把握（遡上・産卵・流下稚仔量調査等）

漁場環境保全活動の推進（山林及び水質の保全、水産用維持流量の確保等）

3 あゆについては、再生産につながる種苗等の放流に努めること。

4 うなぎについては、重量又は尾数のいずれかを満たせば良いものとし、放流種苗のサイズは、1尾当たり20グラムから50グラムまでのものを推奨する。また、放流の際に、異種のうなぎが混入していないことを十分に確認し、にほんうなぎ以外のうなぎが放流されることがないようにすること。

5 こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止を図るため、増殖目標量は示さない。

6 種苗放流に当たっては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止等、魚類防疫対策に留意すること。

7 増殖を行うべき期間は、令和5年1月1日から同年12月31日までとする。

8 漁業権者は、7に掲げる期間の終了後、速やかに実績報告書を提出しなければならない。